



第八章 連帯債務の相続

著者	千藤 洋三
雑誌名	財産法と家族法の交錯
ページ	103-117
発行年	1984-04
URL	http://hdl.handle.net/10112/4634

第八章 連帯債務の相続

はじめに

連帯債務者の一人が死亡して、共同相続が行われたとき、共同相続人は、被相続人の残した連帯債務について、どういふ形の責任を負うのか。共同相続人が相続分の割合に応じて債務を分割承継すれば、相続人の中に資力の乏しい者がいることにより、連帯債務の担保的機能を失いかねず、債権者の地位が弱くなる。逆に、全共同相続人が全部給付義務を負うとすれば、債務者の死亡という偶然により責任財産がふくらみ、連帯債務の担保的機能が強化され、債権者の地位を不当に高めることになる。

そこで、「連帯債務の相続」は、債権者と相続人のいずれの利害を重視すべきかという正に財産法と家族法の接点における相克状態が最も鮮明な形で姿をあらわす一局面といえよう。なお、判例はともかく（一貫して共有説）、共同相続財産を共有と解するか合有と解するかは学説上の争いが、「連帯債務の相続」の理解をより困難ならし

めているように思われる。

一 問題の所在

「連帯債務の相続」については、最高判昭和三四年六月一九日（民集一三卷六号七五七頁）がリーディング・ケースである（事案・判旨は後述参照）。したがって、この判決がもたらす諸論点を述べることによって「問題の所在」にかえたい。

この判決は、まず第一に、連帯債務Ⅱ可分債務Ⅱ分割承継という理論構成をとっている。そこで、連帯債務を可分債務と解することの可否、同様に可分債務を分割承継と解することの可否（通説は否定的）、そして連帯債務を分割承継しうるものと扱うことの妥当性如何、が問われよう。

第二に、第一で述べた判例の理論構成は、いわゆる共有説・合有説の理論からの内在的な制約によるものか。もしそうでなければ、事案の解決のためには相続債権者と相続人との利益衡量によることになるが、その判断基準はどのようなものか。

第三に、残された問題として、連帯債務を分割承継しうるものとした場合、共同相続人相互間に連帯関係が生じるのか、また不等額連帯の場合（本来の連帯債務者と各共同相続人の負担額が異なることにより生じる）、負担額の少ない共同相続人に対する請求は、負担額の大きい者に対してどの範囲までの絶対的効力を生じるのか。

以上の諸論点以外にも検討すべき課題はあろうが、本章では右の点に限定して論じることにはしない。そこで、以下では、まず「連帯債務の相続」に関する判例を、次いで学説を紹介し、最後に、私見をつけ加え

たいと思う。なお、「連帯債務の相続」は、「債権の相続」や「債務の相続」と密接に関連する。本章では、必要なぎりでのみこれらに言及するにとどめたい。

二 判 例

これまで、「連帯債務の相続」をめぐって出された判例は、次のようにわずか七例しかみあたらない(④は、より正確に言えば連帯保証のケース)。古い年代順に紹介する。①東京控判大正二年一月二五日新聞八六〇号二五頁の事案は、二名の連帯債務者A・BのうちAを相続した三名に対する支払請求で、判旨は、各相続人は債務額の三分の一を、Bと連帯して弁済すべきだとした。②大決昭和五年二月四日民集九卷一―二号一一一八頁の事案は、合名会社(銀行)社員を共同相続した三名のうち一名に対する債務全額の強制執行に対する異議訴訟で、連帯債務の相続の問題を含んでいた。大審院は、連帯債務を単純に可分債務にとらえ、債務が分割されると解することにより債務全額の強制執行を拒絶した。③大判昭和一六年五月六日新聞四七〇六号二五頁の事案は、はなはだ複雑であるが、要するに、連帯債務者を相続した四名のうちの一人に対する全額支払いの承継執行文の付与を公証人が行ったもので、これに基づく強制執行に対し、承継に関する異議事由をもって訴えが提起された。大審院は、「債権者ハ連帯債務者ノ一人ニ対シ全部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ヘキモ、本件ノ如キ金銭債務ニ在リテハ、債権者ハ其ノ連帯債務者ノ一人ノ死亡ニ因リテ遺産相続ヲ為シタル数人ノ相続人各自ニ対シ当然ニ全部ノ履行ヲ請求スル権利ヲ有スルモノニ非サル」と判示し、全額の強制執行を許さなかった。④東京地判昭和二五年一月二五日下民集一卷一号七六頁の事案は、銀行と清掃会社間の手形取引契約につき三名が連帯保証をしたが、そのうちの

一名を相続した七名の相続人に対し、債権者が主債務者たる清掃会社および二名の連帯保証人と連帯して弁済せよと請求し、さらに、七名相互間に連帯支払いを求めたものである。裁判所は、七名各自と三名の主債務者・連帯保証人との連帯を認めたが、相続人相互間の連帯を次のような理由で排除した。判旨「金銭債務は相続と共に相続分の割合に応じて分割債務となるのであり、相続債務が連帯債務もしくは手形債務の場合でもなら異なるところがないのであるから、右相続人たる被告相互の間には連帯支払の義務なきものといわねばならない」。⑤東京地判昭和二八年四月二二日下民集四卷四号五七〇頁の事案は、次のようなものであった。連帯債務者A・B・Y₁の三名(このうち、Y₁は、審理の過程で準禁治産者であり、しかも無関係であることが判明)が、Aの建物を売渡担保にXと金銭消費貸借を締結(金額八〇万円)。しかし、Bが金額持逃げし、結局、XはAを相続したY₂他六名を相手に貸金返還・売買による所有権移転登記手続を求めたものである。裁判所は、Xが外国人で、外資委員会の認可がないことから売渡担保として取得した行為を無効とし、移転登記を許さなかったが、貸金返還については、Y₂他の相続人間の全額連帯関係を認めた。判旨「Y₂等はAがXに負担した前記金八〇万円の貸金債務を承継したものであり、その承継は相続分に応ずべきであるが、被相続人の債務が連帯債務である場合には、その共同相続人はその承継した債務につきまた互に連帯債務を負担するものと解するのが相当であるといふべきところ、Aの債務がBとの連帯債務であることは前認定のとおりであるから、その共同相続人である右Y₂等の債務も連帯関係にあるものといわなければならない」。⑥最高判昭和三四年六月一九日民集二三卷六号七五七頁の事案は、かなり複雑なものであった。以下、簡略化して紹介する。X(原告・被控訴人・被上告人)の父DがA・B・Y₁(被告・控訴人・上告人。BはAの子であり、またY₁の夫であった)を連帯債務者として、昭和二六年二月一日に一八万三〇〇

〇円を貸す(実際は、B・Y₁夫婦の子Y₂・Y₃・Y₄の東京遊学の費用として、幾度かに亘って貸し付けられたもの)。後、約定利息九万八五〇〇円を準消費貸借として成立させる。Aが死亡し、次いでBが死亡。そこで、Bを相続した子Y₂・Y₃・Y₄・Cは父Bの連帯債務全額か、もしくは分割債務額のいずれを相続するのかが争いとなった。一番は、Y₁は二八万一五〇〇円の三分の一、Y₂・Y₃・Y₄は各二八万一五〇〇円の六分の一の支払いを行うべしと判示(裁判所は、A及びY₁を連帯債務者と認定しなかつたようである。また、原告主張の相続人間の連帯関係も斥けた。一審判決に對して、被告の側から、債務負担の事実の否定、貸金中九万八五〇〇円は利息制限法を超過するので超過部分は無効である、等を理由に控訴。控訴審は、A・B・Y₁を連帯債務者とする債務存在の事実を認定した上、相続人Y₂他に對しても、「本件債務は連帯債務であつて分別の利益を有しないから、未だ相続財産の分割があつたとは認められない本件の場合においては、その全額につき支払義務あり」と判示し、約定利息に基づく九万八五〇〇円の準消費貸借を旧利息制限法を超えるものとして、一万八四五二元についてのみ成立を認めたが、金額的には一審判決が二審判決の範囲内なので、結局、原判決は正当であると述べて、控訴を棄却した(なお、金額を、個別の各相続人からみれば、一審判決は二審判決の範囲内だが、上告理由の一つにもなっているように、相続人側の全支払額からみれば、範囲を超えているとも解せられる)。そこで、被告側は、共同相続人は相続分に應じて被相続人の権利義務を承継し、このことは被相続人の債務が連帯債務であっても同様であり、もしそうでなければ各相続人の利益は害され債権者に不当の利益を与えることになる(債権者は、各相続人に債権全額につき順次もしくは同時に債権を行使し、相続分を超えてその回収をはかることができる)等を理由に、上告した。最高裁は、次のような理由で、Y₁の上告を棄却し、Y₂らについては原判決を破棄差戻した。「連帯債務は、数人の債務者が同一内容の給付に

き各独立に全部の給付をなすべき債務を負担しているのであり、各債務は債権の確保及び満足という共同の目的を達する手段として相互に関連結合しているが、なお、可分なること通常の金銭債務と同様である。ところで、債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべきであるから、連帯債務者の一人が死亡した場合においても、その相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解するのが相当である。…… Y_1 及びBはXに対し連帯債務を負担していたところ、Bは死亡し相続が開始したというのであるから、Bの債務の三分の一は Y_1 において(ただし、同人は元来金額につき連帯債務を負担しているのであるから、本件においてはこの承継の結果を考慮するを要しない)その余の三分の二は、 $Y_2 \cdot Y_3 \cdot Y_4$ 及びCにおいて各自四分の一すなわちBの債務の六分の一宛を承継し、かくして Y_1 は金額に和三五一年一月二十九日東高判時一巻一号二五頁の事案は、連帯債務者の一人であった夫が死亡し、これを妻(連帯債務者)と五人の子が相続したものである。判旨は、「連帯債務者の一人が死亡し相続人が数人ある場合、相続財産中に可分債務が存在するときは、各共同相続人はその相続分に応じ、法律上当然に分割された債務を承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解する」というもので、結局妻(母)と連帯して、子らは各自一五分の二ずつ支払義務を負うとした。

以上、これらの判決例は、首尾一貫して、連帯債務を可分債務と解し債務が分割されるとする。また、相続人各自と本来の連帯債務者との間に連帯関係があることを認める。問題となるのは、相続人相互間の連帯関係であ

る。この点、⑥の最高裁判例は明言しておらず（多くの学説は、この点について最高裁判例を否定的に理解している。後述）、④の東京地判昭和二五年は否定、⑤の東京地判昭和二八年は肯定しているので、判例は不確定といえよう。

⑤の場合、本来の連帯債務者が被告となっておらず（述亡中）、共同相続人のみが責任を問われていることから、共同相続人間の連帯関係を認めることにより、責任を強化しようとしたもので、事案の特別事情によるものとも解される。逆にいえば、このような事情のない場合には、共同相続人の弁済を強化する形での全額連帯関係は認められないのではないか。また④の事案は、手形債務に関する連帯保証のケースで、連帯保証人を相続した者の間での連帯関係を否定したからといって、これを連帯債務の場合にストレートには適用できないとも考えられよう。

三 学 説

これまで、学説の多くは、「連帯債務の相続」を最高裁判昭和三四年判決の評釈という形で、論じてきたといえよう。ここでは、「問題の所在」で述べた論点ごとにこれらの学説を紹介する。

1 連帯債務Ⅱ可分債務Ⅱ分割承継

(1) まず連帯債務Ⅱ可分債務（連帯債務は連帯性があってもなお可分である）という最高裁判例の理論構成については、一部の学説が、これを肯定的に解する。たとえば、三宅教授は、「性質上の及び意思表示による不可分債務を一方におき、それに対立させて、連帯債務も不可分債務ではなく可分なのだ⁽¹⁾」と理解される。しかし、多くの学説は、批判的である。たとえば、債権担保機能という観点から連帯債務と意思表示による不可分債務とは異なるものではないとする甲斐教授や、債務自体の性質上、連帯債務は単一であり、当事者の合意によらなければ

ば分割を許さないと解する人見教授⁽³⁾、あるいは、判旨は金銭給付を目的とする連帯債務について、給付が性質上可分だという自明のことをいっているだけで、連帯債務が債務の性質上可分債務に属するということまで示すものとはいえないという永田助教⁽⁴⁾のような意見などがみられる。

(2) 次に、可分債務Ⅱ分割承継については、これまで共有か合有かという共同相続財産の帰属形態をめぐる議論の中で、当否が争われてきた。判例実務は、債権債務の相続財産が共有的に帰属され、四二七条の原則により分割承継されるとする(債務については、前述②大審院決定、債権については最高判昭和二九年四月八日民集八卷八一九頁参照)。この共有Ⅱ分割主義が本判決でも維持されているのである。「可分債務の相続」に関する学説には大別して、分割債務説(相続開始とともに遺産中の債務は相続分に応じて法律上当然に分割され、共同相続人は各自承継した債務の範囲内で弁済責任を負う)、不可分債務説(相続債務に、四三〇条を類推適用し、性質上不可分債務とみる。相続債務は遺産分割後も、なお不可分債務としての性質を失わない)、合有債務説(遺産分割まで債務は分割されない。遺産分割後の扱いについては、脱の中でも意見が分かれる)の三説がある⁽⁵⁾(より詳細な学説の区分については別表一参照)。これらはいわゆる共有論・合有論の立場からの主張であるが、近時、概念的な論争の実益を反省する動きが出ており、「可分債務の相続」の法的構成は、共有か合有かによって導かれるとはかぎらないこと、むしろ債務の相続は、相続債権者と相続人の利益衡量という観点から決定されるべきである、という説が極めて有力になっている⁽⁶⁾(大まかにいえば、分割債務説は相続人に有利、不可分債務説は債権者に有利であり、合有債務説は両者の利害調整に努めるといえようか)。

(3) そこで、連帯債務Ⅱ分割承継についても、共有・合有論の論理的帰結としてではなく、別の角度から、たとえば連帯債務が有する債権担保機能の強化重視、あるいは相続により給付の性質・内容が変えられるべきではな

〔別表1〕(中川善之助=泉久雄・新版相統法(昭49)209頁による)

	遺産分割前	分割後	「遺産共有」の構成
①分割債務脱A	当然分割	当然分割	(判例) 共有説
②分割債務脱B	分割債務、但し相統財産を引当てとする不可分的責任	分割債務	(来栖)
③合有的個人的債務脱	相統財産を引当てとする合有的債務と固有財産を引当てとする分割債務の並存	分割債務	(我妻) 共有説
④合有債務脱	相統財産を引当てとする合有債務	不可分債務	(川島)
⑤不可分債務脱	不可分債務	不可分債務	(柚木) 共有説

い、といった価値判断から問題の解決をはかることが考えられる。しかし、相統債権者と相続人との利益をどう考慮するかという観点から、その当否を判断するのが最も妥当であろう(次述)。いずれにしても、最高裁が示した連帯債務II分割承継の結論には、学説上、反対意見が強い。たとえば、永田助教授は、「金銭の連帯債務は給付が可分である」ということは、法構造上分割承継が可能だということを示すにすぎず、何故、連帯性を弱めるような形での分割承継を認めるのかという理由づけを欠いており、その点において、判旨には不備がある」という⁷⁾。泉教授も「全部の給付を本質とする本来の連帯債務と並んで、連帯債務でありながら相統分に応じた範囲で給付義務を負担するにすぎないという特殊な連帯債務が、民法上に存することになる」と批判される⁸⁾。

2 相統債権者と相続人の利益衡量

学説の中には、1(2)で述べた合有論の立場から、連帯債務はその給付が不可分的であることを本質とするが故に、各共同相続人は本来の債務者とまったく同様の連帯債務を負担すべきであるとの見解がみられる⁹⁾。しかし、多くの学説は、相統債権者と相続人の利益衡量という観点から最高裁判決の是非を判断する。

(1) 相続債権者にとっては、連帯債務が分割承継されることにより、担保的機能が弱められる（もしくは失われる）恐れが強い。相続人の一人が無資力であれば、不測の不利益を受けることになる。この意味で債権者保護の立場をとる学説が多い。⁽¹⁰⁾これに対しては、取引に際して、債権回収のために種々の手が打たはすの債権者が、債務者死亡によるリスクを負担すべきではないかという批判がある。⁽¹¹⁾

(2) 相続人にとっては、もしも全共同相続人が全部給付義務を負うことになれば、連帯債務者の死亡という偶然事により、責任財産が膨張し、不利益が生じよう。この意味から相続人保護の立場をとる説もある。これに対しては、相続人には限定承認あるいは放棄という手段が許されているので、これらを用いない以上、利益のあるところ不利益もあるとの批判が成り立ちえようし、全額を支払っても求償権があるのでそれほど不都合はないといえよう。⁽¹³⁾

3 共同相続人間の連帯関係・不平等連帯における絶対的効力の範囲

(1) 共同相続人相互間の連帯債務関係が肯定されているのかいなかは、最高裁の判旨から明らかにしえない。ほとんどの学説は、分割承継を強調する判例法理から推して、連帯関係を認めない趣旨と受け取っている。⁽¹⁴⁾そして、学説には、相続人間の連帯関係を認めないことに賛成する見解がある。⁽¹⁵⁾しかし、多くの学説は、共同相続人も主債務者という理由で、互いに連帯関係に立つとみるが、その中には分割債務の連帯を肯定する説と、全額債務の連帯を肯定する説がある。⁽¹⁷⁾

(2) 連帯債務が分割承継され、しかも本来の連帯債務者と各共同相続人が連帯関係に立つ結果、不平等連帯が生じる。この場合、負担額の小さい者に対する請求は、大きい者に対してどの範囲までの絶対的効力（四三四条）

が生じるのか、という問題が出てくる。⁽¹⁸⁾ この問題に対する意見は、今のところみあたらない（全額請求と解しても、それほど不都合を生じるとは思われないが、一人の相続人に対する請求が、連鎖的に全額に拡大すると解したい）。

- (1) 三宅正男「連帯債務者の一人についての共同相続」判例評論二二号八頁。
- (2) 甲斐道太郎「連帯債務の共同相続——昭和三四年六月一九日最高裁判決を機縁として——」甲南論集七巻五号二七頁以下。
- (3) 人見康子「多数相続人による連帯債務の相続」慶応法学研究三三巻一号一〇二頁。
- (4) 永田真三郎「連帯債務の相続」別冊ジュリスト家族法判例百選（第三版）二〇一頁。
- (5) 学説・判例については、山口純夫「債務の相続」判例と学説4二七二頁以下参照。なお、共有説とは、共同相続財産は個々の財産権の総称であり、相続開始と同時に個々の財産が各共同相続人の共有に帰属し、共有規定（二四九条以下）が適用されると解する考え方。合有説とは、共同相続財産が適正に分割される目的のために遺産分割前において包括的・一体的性を有し、各相続人は持分を有するけれども、この持分の譲渡が何らかの形で制限を受けると解する考え方。これらの説は、年代順でいえば、単純に物権法の共有と解していた時代から合有論（説）が台頭し優勢になった時代を経て、逆に共有論が攻勢に転じ、今日では論争の実益が反省されているといわれる（鈴木祿弥Ⅱ頃孝一・人事法Ⅱ七四頁）。
- (6) 品川孝次「遺産「共有」の法的構成——共有論と合有論の対立をめぐって——」北大法学論集一一巻二号二一七頁以下、鈴木祿弥Ⅱ頃孝一・前掲書七四頁、松倉耕作「共同相続財産の共有論・合有論」増刊ジュリスト民法の争点三八八頁、加藤一郎「遺産分割」新版民法演習Ⅴ一六〇頁他。
- (7) 永田真三郎・前掲書二〇一頁。
- (8) 泉久雄「連帯債務の相続」専修大学論集二三号九四頁。その他にも樽教授のように、分割主義は法律関係の簡單化という点を長所としてあげられているのに、それが連帯関係（共同相続人と本来の連帯債務者間）の維持と折衷せしめら

- れるときは正反対の状態になるとの批判がある(椿寿夫・注釈民法(1)債権(2)七三頁)。
- (9) 我妻栄Ⅱ唄孝一・判例コンメンタール囃相統法九三頁。なお、我妻Ⅱ唄教授は、同処で、合有論と離れて、たとい、分割脱を貫くとしても、なお、最高裁判決と異なり共同相続人間の連帯債務を認めその給付義務は本来債務同様に全額と解し、その負担部分は分割承継する(その限りで分割承継の理を貫く)という解釈も可能であろう、と説く。
- (10) 理由づけはともかくも、債権者保護の立場をとる学説として、有地亨「連帯債務の相続」統判例百選(第二版)九九頁、泉久雄・前掲論文九五頁、甲斐道太郎・前掲論文三五頁、椿寿夫「連帯債務」家族法判例百選(第二版)九九頁、多数相続人による連帯債務の相続」慶応法学研究三三巻一〇二頁、福島四郎「連帯債務の相続」民商法雜誌四一巻五号一一九頁他。
- (11) 永田真三郎・前掲書二〇一頁。その他、遠藤教授は「相続債権者に不測の損害を及ぼすこともあろうが、相続という制度はそういう運命的な非合理性を本来そなえており、それを無理に合理化しようとする」と立法論になる」と批判する(遠藤浩「連帯債務の相続」判例演習・親族相統法(増補版)一七六頁。なお、注(17)参照)。
- (12) 注(10)と同様に理由づけはともかくも、相続人保護の立場をとる学説として、遠藤浩・前掲書一七六頁(ただし、同教授は、相続人間の連帯関係を認める。後述参照)、永田真三郎・前掲書二〇一頁、三宅正男・前掲論文七頁、田中実・基礎民法親族・相統編二五九頁他。
- (13) 遠藤浩・前掲書一七八頁。
- (14) 椿寿夫「連帯債務の相続」家族法判例百選(新版)二二九頁(旧版と同一内容)、永田真三郎・前掲書二〇〇頁以下に立つ。
- (15) 甲斐道太郎・前掲論文三六頁。なお、同教授によれば、各相続人は、本来の連帯債務者と全額債務について連帯関係に立つ。
- (16) 三淵乾太郎「連帯債務の相続」法曹時報一一巻八号一〇〇頁、同「連帯債務の相続」法律のひろば一二巻九号四六頁。三淵説に対して、山下裁判官は、「各相続人の債務相互間に連帯債務があるものとするのは理論の矛盾」と批判される(山下朝一「連帯債務の相続」金融法務事情二二六号三五〇頁)。

(17) 遠藤浩・前掲書一七九頁他。同教授は、各共同相続人は債務全額について互いに連帯して負担すると主張する。注

(9) で紹介した我妻Ⅱ頃教授の見解も、共同相続人間の連帯関係を認めるものである。

(18) 梶寿夫・前掲書〈新版〉二二九頁。

四 ま と め

「連帯債務の相続」を考えるに際しては、共同相続財産の共有・合有論的理解のみで処理しきれないことは確かである。また、学説の紹介でみてきたように、学説には連帯債務Ⅱ可分債務Ⅱ分割承継の理論構成に対する批判が強い。そこで事案の具体的解決のため、これらの法理論上の視角からの解釈とは別に(あるいは併せて)、相続債権者と共同相続人の利害得失の判断に基づく解決が要請されよう。その判断を行うにあたって、とくに共同相続人間の連帯関係如何、負担部分の承継如何、あるいは遺産分割の前後で連帯債務の扱いに相違をもたらすか、などが考慮されるべき点と思われる。

(1) ここで、共同相続人と本来の連帯債務者との連帯関係、および共同相続人間の連帯関係という面から、判例・学説をまとめてみたい(別表2参照。学説は、主だったものだけをあげる)。

(2) 判例・学説のまとめから次のことがいえよう。債権者にとっては、連帯債務の分割承継が許されず、しかも共同相続人と本来の連帯債務者との連帯関係並びに共同相続人間の連帯関係が認められることになれば、債権の担保的機能の強化につながり、最も望ましい。そして、これに見合う説が、学説上有力に主張されている。これに対して、相続人にとっては、分割承継が許され、その上、連帯債務者との連帯関係並びに相続人相互間の連

〔別表2〕

	遺産分割前	分割後	各共同相続人との連帯関係	共同相続人との連帯関係	「遺産共有」の構成
三淵説	分割債務	分割債務	分割債務の連帯肯定	分割債務の連帯肯定	共有説
⑥最判	分割債務	分割債務	分割債務の連帯肯定	連帯否定(?)	共有説
甲斐説	分割債務	分割債務	全額債務の連帯肯定	連帯否定	共有説
遠藤説	分割債務	分割債務	全額債務の連帯肯定	全額債務の連帯肯定	共有説
⑥控訴審	不分割債務	分割債務	全額債務の連帯肯定	全額債務の連帯肯定	特殊共有説
有地説	不分割債務	分割債務	全額債務の連帯肯定	全額債務の連帯肯定	
泉説	不分割債務	分割債務	全額債務の連帯肯定	全額債務の連帯肯定	合共有説

帯関係が認められないことが、最も望ましい。しかし、こうした考
 えは、判例・学説ともみられない(⑥最判の第一審が該当するともい
 えるが、裁判所はもともと連帯債務と認定しなかったようである)。⑥最判、
 甲斐説、三淵説のいずれも連帯債務の分割承継を認めるが、連帯関
 係の点で三淵説が最も相続人にとって好ましいといえよう(共同相
 続人間に分割債務の連帯を認めるので、全共同相続人で分割債務額しか負
 わないことになる)。結論的にいえば、共同相続人も主債務者である
 から、分割債務の範囲内で共同相続人と本来の連帯債務者間に連帯
 関係を認める⑥最判が最も妥当なように思われる。理念的には相続
 人は、被相続人の積極財産の範囲内では債務を負わないとする限
 定承認が原則であるが、現実には法定単純承認が機能しているこ
 と、および権教授のいわれるように、債権・債務の分割原則が容易
 に改められるとは思われないので、このことを前提とするかぎり、
 連帯債務は分割承継されると解する方が妥当であろう。しかし、こ
 れでは債権者保護に薄くなるので、相続人が限定承認や放棄制度を
 利用せず、被相続人の地位を承継する以上、相続人と本来の連帯債
 務者との間に連帯関係を課すことにより、バランスをとりたい。

(1) 図表中の数字は、前述二判例の番号に呼応したものである。連帯関係は、いずれも遺産分割の前後を通しての状態と理解される（債務者側の意思による連帯関係の成立・不成立は許されないと判断による）。不分割債務は、不可分債務と合有債務の両者を含む。意思表示による不可分債務には、相続による分割を肯定する余地が残されているので、「不可分債務」という用語を用いず、分割債務に対比させて「不分割債務」という表現を用いた。

三宅説は⑥最判と同じであり、理由づけは異なるが永田説もこの範疇に入らう。有地説には福島説や人見説が該当しより。なお⑥控訴審は、連帯債務は分別の利益を有しないので、相続財産の分割がない以上、相続人の全額支払義務を肯定することから、分割後であれば分割債務を負うにすぎないと解せられる。この判旨に対して、三宅教授は、「共同相続人の責任は分割にせよ連帯にせよ彼らの間で行われる相続財産の分割とは関係なしに法律上当然にきまるものであって、相続財産の分割によって債務を分割することはありえない」と批判される（三宅正男・前掲論文八頁）。

(千藤 洋三)